

2020 年 7 月 16 日

会 員 各 位

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
会 長 一 戸 隆 男

国が定める各種制度の拡充、変更点等について  
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.47)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、標記のとおり各種情報が国より提出されておりますので、当業界にも関りが深いと思われる内容 3 点を添付資料を添えてお知らせ致しますので、ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

① 欠損金の繰戻し還付制度を利用できる法人の範囲が拡大

<内容>

これまでは資本金が 1 億円以下の法人が利用可能であった税務会計上の欠損金の繰戻しが 1 億円超 10 億円以下の法人も利用可能となりました。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku\\_2.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/pdf/keizaitaisaku_2.pdf)

② 消費税の課税選択の変更に係る特例

<内容>

消費税の課税選択について、特例として 50%以上の収入減となった場合、課税期間開始後であっても課税事業者をやめることができるようになりました。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syouthizeil-1.pdf>

また、上記の内容を含めて新型コロナウイルス感染症に伴う消費税の特例措置の取扱いについて Q & A とした資料が発出されておりますので、併せてご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syouthizei3.pdf>

③ 新型コロナウイルス感染症の労災補償に関する取扱い

労災保険の取扱いにおいて労災保険給付の対象として感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下の業務に従事していた労働者が対象に含まれました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626126.pdf>

以 上

..... 【本件に関する問い合わせ先】 .....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 総務部総務課 関内

〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階

TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp